

信用取引に係る受入保証金等の評価における最終気配値段の採用について

平成 13 年 4 月 25 日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣旨	<p>現行、信用取引に係る受入保証金等の代用有価証券の評価は直近の最終価格（気配値段を除く。）に基づき行うこととなっているため、当該有価証券が特別気配値段等の「気配値段」で売買を終了した場合でも、その値段を受入保証金の評価に反映させることはできないこととなっている。</p> <p>そこで今回、より実勢にあった評価を行う観点から、受入保証金の評価を行う際の時価に「最終気配値段」を含めるよう所要の改正を行うこととする。</p> <p>併せて、信用取引及び発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損益の評価を行う際の時価についても、同様の整備を行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最終気配値段とは、立会終了時において呼値に関する規則の規定により表示されている気配値段（認定気配値段及び特別気配値段）をいう。
2. 内容 (1) 代用有価証券の評価	<p>次に掲げる代用有価証券が国内の証券取引所に上場されている有価証券（日本証券業協会が基準気配を公表する有価証券を除く。）である場合、その評価は、最終気配値段を含む最終価格により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用取引の委託保証金代用有価証券 ・発行日取引の売買証拠金代用有価証券及び委託保証金代用有価証券 ・信託金の代用有価証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、立会終了時において最終気配値段がある場合にはこれを採用する。
(2) 信用取引等に係る有価証券の相場の変動に基づく損益の評価	<p>信用取引及び発行日取引に係る有価証券の相場変動に基づく損益の評価は、最終気配値段を含む最終価格により行う。</p>	
(3) その他	<p>発行日取引の清算値段は最終気配値段を含む最終値段とする等、所要の改正を行う。</p>	
3. 実施時期	<p>平成 14 年 2 月を目途に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 2 月を目途に実施するため、実質本年 8 月以降新規建てる建玉がその期日（6 ヶ月）を迎える来年 2 月以降適用を受けることとなる。このため、投資家への周知を本年 7 月までに行う予定である。

以 上